

別表十（六）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、法人が措置法第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特別控除額22」の欄は、別表十(六)付表「14」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載します。
- 3 この明細書のⅡは、法人が措置法第65条の3から第65条の5の2まで（特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「事業施行者等の名称23」の欄は、措置法第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 5 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日24」の欄の「(・ ・)」には、措置法第65条の5の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。
- 6 「特別控除額37」、「特別控除額42」、「特別控除額47」又は「特別控除額52」の各欄は、別表十(六)付表「26」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載します。